

松葉海奈選手後援会会則

(名称)

第1条 この会は、松葉海奈選手後援会（以下「本会」という。）と称する

(事務局の所在)

第2条 本会の事務局はアクシズテニスクラブ内に置く。

(目的)

第3条 本会は、松葉海奈選手のプロテニス活動を応援し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 松葉海奈選手出席による激励懇親会などの開催
- (2) 松葉海奈選手出席による社会貢献活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査 2名

本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、役員に欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第7条 役員は、会員の中から役員会議において選出する。

(役員任務)

第8条 本会の役員は次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の運営に参加し、これを推進する。
- (4) 幹事は、本会の活動目的達成のために必要なすべての事業の運営に当たる。
- (5) 監査は、本会の資金及び業務執行状況を監査する。

(会議)

第9条 会長は、会務を執行するために役員会議を開催することができる。

2 役員会議の出席者は、会長及び副会長が必要と認める役員とする。

(総会)

第10条 役員会総会では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改定
- (4) その他、会長が特に必要と認める事項

(資金の構成)

第11条 本会の運営資金は次の通りとし、初年度は1月21日とし、2年目より毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付金(協賛金)
- (3) その他の収入

(会員)

第12条 会員の入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本会に入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければならない。

(会費)

第13条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員の会費は、1口1,000円(複数口可)とし、入会申込書提出と同時に納入しなければならない。ただし、銀行振込などで会費を納入する場合は、納入の確認をもって入会したこととする。
- (2) 2年目以降の会費は事務局の指定する口座、または、直接現金にて納入しなければならない。

附則

この会則は、本会設立の日から施行する。(平成30年1月21日施行)